

				年度末(3月末)の状況		【対応】 未着手・継続中or完了	
番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)		
1	地域振興部	地域づくり課	人口減少における行政区の再編を含む制度の考え方と区長の役割について	花北地区に限らず、市の中心部は、構造的に人口、特に若者・子どもが少なくなり、必然的に高齢化も進んでいる。市から行政区長に国勢調査員の確保依頼があってもなかなか、なり手を見つけないができず、また次の民生委員、児童委員のなり手になる人材も確保できるかどうか不透明、という状態である。現在の行政区の区域のままで、特に市の中心部においては、慣例的に行われてきた市からの行政区に対する人材確保の依頼にはすでに応じられない状態になっている。 ・そこで、このまま市の中心部の人口減少が進むと、行政区が市から期待される役割を果たせなくなる時期があることを危惧しているが、市では区長や各種委員を選出できない場合の対応をどのように考えているか。 ・また、人口減少に対して市では今後の行政区制度をどのように考えるのか(制度の継続の是非・行政区の再編など) ・なお、花北地区は、自治会と行政区は別々の組織であるという考え方であり、行政区長は、自治会の組織ではない。区長の仕事の一つである広報などの配布物については、自治会の組織である各地区の班長が行政区長と協力して仕事をしているという現状である。	【地域振興部長】 少子高齢化、人口減少は全国的な問題であり、本市においては、総人口は、平成12年の107,814人をピークに減少し、令和7年3月末現在で、89,185人という状況であり、今後も減少が続くことが予想される。 若者や子どもの減少と高齢化が進み、地域の活動を先導し支える人材の確保が困難となっている状況などについては、ほかの地区からも伺っており、市として、地域コミュニティの活動や行政区の運営において大きな課題であると認識している。 今回のテーマにも取り上げられている、市が委嘱する委員等の推薦依頼については、行政区長、民生委員児童委員、統計調査員などがあり、人選には大変なご苦労をお掛けしているところである。 令和2年度に市が区長の皆様を対象に実施したアンケート調査において、最も負担と感じていることとして挙げられた項目でもあった。この結果については、市内で共有したうえで、市から依頼する委員等について担当部署で見直しを行い、令和4年度から保健推進委員については、定員数の削減などを実施したが、それ以外については、地域からの選任が必要であること、国や県からの制度的な制約があることなどから、具体的な見直しには至っていない状況である。 そのような状況にあり、早期に結論を得ることが難しい課題と捉えているが、行政区長やコミュニティ会議、自治会を含む地域への負担となっているものについて、少しでもその軽減を図るため、まずは今年度、行政から行政区長を通して地域へ依頼している推薦依頼について、担当部署に対し、その内容の重要性や必要性など詳細の確認をしたうえで、あらためて、推薦・選出の方法の見直し、定数の削減や推薦選出いただく(地域(範囲)の再編、拡大等の対応)についての可能性について協議し、研究をすることとしている。 例えば、ひとつの行政区から定数2名を選出するところを、3つの行政区から2名の選出をするなど、複数の行政区が共同して選出する仕組みなどについて出来るかどうかなども検討のひとつになっているものと考えている。 また、そもそもの推薦依頼の廃止、推薦人数の減少、制度自体の見直しなどのスリム化を図ることも必要だと考えている。 公的団体から依頼されているものについても、組織の状況を把握しつつ地域の実情をお伝えするとともに、前述同様に委員等の定数緩和などができないか担当事務局等へ相談をしてみたいと考えている。 行政区長の役割について、花巻市行政区設置規則第5条に区長の職務として、市民への各種伝達に関すること、文書、広報その他の印刷物の配布に関すること、各種調査等の取りまとめに関すること、公衆衛生に関する指導及び協力に関すること、道路、河川等の保護協力に関すること、区民から市への連絡及び要望に関すること、その他市長において必要と認められることと規定している。 このほかにも実態として、区長の皆様には、市からお願している広報誌などの文書配布のほか、学校や各種団体からのさまざまなお願いがされていることは承知しており、区長の皆様には、市と地域住民のパイプ役として、ご尽力いただいているところである。 また、令和4年度の花北地区での市政懇談会において、区長制度の廃止についてご意見をいただいたことがあったが、この内容について区長会とも相談しながら検討を行った経緯がある。検討の場は主に区長会役員会で協議であったが、「自分たちのところは、これまで区長と自治会があることで円滑に運営することができた。区長と自治会を兼務した方が効率的と思うのではあれば、その行政区はそのようにすればいいと思うが、そういう行政区ばかりではない。」という意見もあり、こうしたことも踏まえ、市として現時点においては区長制度の廃止はすぐではないとの結論に至ったということがあった。 市、行政区双方にとって区長の職務は重要なものであることから、現時点では今後も引き続き区長を委嘱していく考えに変わりはないところである。 行政区は、現在223設置しており、花巻市行政区設置規則第2条第2項表によりその区域と名称が定められている。 今日に至るまで様々な歴史、文化的な背景によって成立してきたものと考えていることから、行政区の統合や再編については、地域の長い歴史や住民感情を踏まえ、統合や再編に伴うメリット・デメリットを考慮し、その地域の方がどのように考え、話し合い、合意ができるかというところが最も重要であると考えている。 将来的には、行政区劃の再編(統合・分割含む)は十分にあり得ることと考えており、行政区として構成する住民が明らかに不足していると判断される場合については、地域の皆さまと十分な対話により合意形成を計りながら、対応をまいりたいと考えている。	少年高齢化、人口減少は全国的な問題であり、本市においては、総人口は、平成12年の107,814人をピークに減少し、令和7年3月末現在で、89,185人という状況であり、今後も減少が続くことが予想される。 若者や子どもの減少と高齢化が進み、地域の活動を先導し支える人材の確保が困難となっている状況などについては、ほかの地区からも伺っており、市として、地域コミュニティの活動や行政区の運営において大きな課題であると認識している。 今回のテーマにも取り上げられている、市が委嘱する委員等の推薦依頼については、行政区長、民生委員児童委員、統計調査員などがあり、人選には大変なご苦労をお掛けしているところである。 令和2年度に市が区長の皆様を対象に実施したアンケート調査において、最も負担と感じていることとして挙げられた項目でもあった。この結果については、市内で共有したうえで、市から依頼する委員等について担当部署で見直しを行い、令和4年度から保健推進委員については、定員数の削減などを実施したが、それ以外については、地域からの選任が必要であること、国や県からの制度的な制約があることなどから、具体的な見直しには至っていない状況である。 そのような状況にあり、早期に結論を得ることが難しい課題と捉えているが、行政区長やコミュニティ会議、自治会を含む地域への負担となっているものについて、少しでもその軽減を図るため、まずは今年度、行政から行政区長を通して地域へ依頼している推薦依頼について、担当部署に対し、その内容の重要性や必要性など詳細の確認をしたうえで、あらためて、推薦・選出の方法の見直し、定数の削減や推薦選出いただく(地域(範囲)の再編、拡大等の対応)についての可能性について協議し、研究をすることとしている。 例えば、ひとつの行政区から定数2名を選出するところを、3つの行政区から2名の選出をするなど、複数の行政区が共同して選出する仕組みなどについて出来るかどうかなども検討のひとつになっているものと考えている。 また、そもそもの推薦依頼の廃止、推薦人数の減少、制度自体の見直しなどのスリム化を図ることも必要だと考えている。 公的団体から依頼されているものについても、組織の状況を把握しつつ地域の実情をお伝えするとともに、前述同様に委員等の定数緩和などができないか担当事務局等へ相談をしてみたいと考えている。 行政区長の役割について、花巻市行政区設置規則第5条に区長の職務として、市民への各種伝達に関すること、文書、広報その他の印刷物の配布に関すること、各種調査等の取りまとめに関すること、公衆衛生に関する指導及び協力に関すること、道路、河川等の保護協力に関すること、区民から市への連絡及び要望に関すること、その他市長において必要と認められることと規定している。 このほかにも実態として、区長の皆様には、市からお願している広報誌などの文書配布のほか、学校や各種団体からのさまざまなお願いがされていることは承知しており、区長の皆様には、市と地域住民のパイプ役として、ご尽力いただいているところである。 また、令和4年度の花北地区での市政懇談会において、区長制度の廃止についてご意見をいただいたことがあったが、この内容について区長会とも相談しながら検討を行った経緯がある。検討の場は主に区長会役員会で協議であったが、「自分たちのところは、これまで区長と自治会があることで円滑に運営することができた。区長と自治会を兼務した方が効率的と思うのではあれば、その行政区はそのようにすればいいと思うが、そういう行政区ばかりではない。」という意見もあり、こうしたことも踏まえ、市として現時点においては区長制度の廃止はすぐではないとの結論に至ったということがあった。 市、行政区双方にとって区長の職務は重要なものであることから、現時点では今後も引き続き区長を委嘱していく考えに変わりはないところである。 行政区は、現在223設置しており、花巻市行政区設置規則第2条第2項表によりその区域と名称が定められている。 今日に至るまで様々な歴史、文化的な背景によって成立してきたものと考えていることから、行政区の統合や再編については、地域の長い歴史や住民感情を踏まえ、統合や再編に伴うメリット・デメリットを考慮し、その地域の方がどのように考え、話し合い、合意ができるかというところが最も重要であると考えている。 将来的には、行政区劃の再編(統合・分割含む)は十分にあり得ることと考えており、行政区として構成する住民が明らかに不足していると判断される場合については、地域の皆さまと十分な対話により合意形成を計りながら、対応をまいりたいと考えている。	完了
2	地域振興部	地域づくり課	区長の職務と自治会との関連について	行政区長の役割について2点お話をしたい。 1点目は、花巻市行政区設置規則第5条に区長の職務が規定されているが、施行日が平成18年1月1日となっている。北上市では、令和2年地方公務員法改正の機会を捉えて、行政区長制度を廃止し、個人に有償ボランティアとして委嘱をしたと認識している。花巻市の規程は、平成18年施行以降改正をしていないが、令和2年の地方公務員法改正の際に、行政区長の立場や職権について検討をしなかったのか伺う。花巻市では、行政区長は地域のリーダーとして、あくまで地方公務員の非常勤という認識なのかもしれないが、あくまで個人の有償ボランティアとしての区長であれば、この規程にそのまま当てはめるのはいかながものか。 2点目は、行政区長の職務の中で委員の推薦があるが、人口減少などに伴い、特に民生委員などは適切な方を区長個人で選出するのは難しいため、自治会の協力をいただきたいがやっている現状である。	【地域振興部長】 1点目について、花巻市行政区設置規則について、規則は基本的な考え方を定めているものであるため、平成18年以降、特に改正の必要性はなかったと認識している。 ただし、例えば区長の職務については、新たな業務が加わっているものがあると思うが、その部分については「その他市長において必要と認めること」に基づいてお願しているところであるが、そぐわない部分があるとすれば、区長会役員会において相談をしてみたいと考えている。 【市長】 令和2年の地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度などがしっかり定まった。北上市のように、区長を有償ボランティアで実施するののも一つの考えだと思う。しかし、花巻市では、実際は区長に市の仕事に依頼しており、それははっきりなかった。市がお願して仕事をしていたという方がボランティアだということとはひとこと違い、それで当時の担当部署に議論してもらい、市の特別職公務員に近いという位置づけであれば筋が通るということや、ボランティアという位置づけではなさけりという立場として現在の形(私人委嘱)になったという経緯がある。 そのうえで、地域で出来ることと少なくなってきたことも間違いない。定年が65歳になって、地域のことを出来る人は65歳以上の方となって、若い人も少ないとなると出来なくなっているというのも事実だと思う。そういう事実があるとはいえ、必要な仕事であるからやっていただかなければならない。本当に必要な仕事だけをお願いしたいと考えたとき、区長の業務は残るがほかの仕事、例えば委員の推薦については、行政区を統合する。あるいは、行政区同士で事業ごとに2つの区から1人を選任するなどを進めていく必要で話し合いをしていかなければならない。それでもどうしても難しいときには諦めなければならぬこともあると考えている。国や上の組織が難色を示すかもしれないが出来ないものは出来ないという時期にきていると感じている。今後はより一層、難しくなるので、市としては将来の事も見据えた話し合いを皆さんにはお願したい。	1点目について、花巻市行政区設置規則について、規則は基本的な考え方を定めているものであるため、平成18年以降、特に改正の必要性はなかったと認識している。 ただし、例えば区長の職務については、新たな業務が加わっているものがあると思うが、その部分については「その他市長において必要と認めること」に基づいてお願しているところであるが、そぐわない部分があるとすれば、区長会役員会において相談をしてみたいと考えている。 令和2年の地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度などがしっかり定まった。北上市のように、区長を有償ボランティアで実施するののも一つの考えだと思。しかし、花巻市では、実際には区長に市の仕事に依頼しており、それははっきりなかった。市がお願して仕事をしていたという方がボランティアだということとはひとこと違い、それで当時の担当部署に議論してもらい、市の特別職公務員に近いという位置づけであれば筋が通るということや、ボランティアという位置づけではなさけりという立場として現在の形(私人委嘱)になったという経緯がある。 そのうえで、地域で出来ることと少なくなってきたことも間違いない。定年が65歳になって、地域のことを出来る人は65歳以上の方となって、若い人も少ないとなると出来なくなっているというのも事実だと思う。そういう事実があるとはいえ、必要な仕事であるからやっていただかなければならない。本当に必要な仕事だけをお願いしたいと考えたとき、区長の業務は残るがほかの仕事、例えば委員の推薦については、行政区を統合する。あるいは、行政区同士で事業ごとに2つの区から1人を選任するなどを進めていく必要で話し合いをしていかなければならない。それでもどうしても難しいときには諦めなければならぬこともあると考えている。国や上の組織が難色を示すかもしれないが出来ないものは出来ないという時期にきていると感じている。今後はより一層、難しくなるので、市としては将来の事も見据えた話し合いを皆さんにはお願したい。	完了
3	建設部	道路課	後川の氾濫に対する対策について	9月18日に大雨警報が発令された際に後川があふれそうになった。また、花北コーボが床下浸水となった。後川については、昨年以前から土木施設要望を出しているが、その進捗について教えていただきたい。例えば、逆流防止のチェックバルブの取り付けや、排水ポンプの導入をするなど何か市として対策を考えているのであれば教えていただきたい。	【市長】 後川については、市でも対策を講じなければならないことは認識している。排水ポンプ有効性も含めての導入が可能かどうかについて、道路課に説明してもらうので要望していただきたい。 【対応 道路課】 道路課から、令和年10月3日に質問者に対し、次のとおり説明済であるもの。 花巻市では、近年の異常気象に伴う冠水被害を経験するため、後川の河川浸没を毎年実施しており、令和6年度においては、市管理区間の下流域である、岩手県管理部分においても、岩手県で河川浸没を実施しており、今後も、岩手県と連携しながら後川の維持管理に努めている。 また、令和7年度からは、現状の事業に対する対策案について、現地調査により、排水ポンプの設置等のほか、どのような対策が有効か検討・設計を進めている。	花巻市では、近年の異常気象に伴う冠水被害を経験するため、後川の河川浸没を毎年実施しており、令和6年度においては、市管理区間の下流域である岩手県管理部分においても、岩手県で河川浸没を実施しており、今後も岩手県と連携しながら後川の維持管理に努めている。 また、令和7年度からは、現状の内外水氾濫に対する対策案について、現地調査により、どのような対策が有効か検討・設計を進めており、令和8年度においては、令和7年度の調査検討結果をもとにした詳細設計を実施予定となっている。	完了
4	健康こども部	地域医療対策課	総合花巻病院の経営状況について	日付は不明だが岩手日報に、総合花巻病院の体制がおかしいという投稿があったと記憶している。総合花巻病院に対して、市では相当額の支援をしていたが、その後、経営はどのように改善されたのか。	総合花巻病院の立て直しについては、去年の3月の段階で金融機関が6億円債務減免して、市が5億円の補助金を出して、ようやく負債の方が多い状態を免れたことで、公益財団法人の解散に至らなかった。公益財団法人は、2年連続で貸借対照表上の純資産が300万円未満となった場合は、法律により自動的に法人を解散しなくてはならないが、現在は公益社団法人に組織替えし、そういう心配はなくなり少し安心している。 しかし、現状として、県立病院のみならず、人件費や医薬品費、光熱費などの高騰も大きな要因として、国立大学附属病院、公立病院、日本赤十字社、済生会など公立民間を問わず赤字の病院が増えているところであり市では全国市長会などを通じて、2年ごとの診療報酬の改定について、改定期を待たずに必要な見直しを行うなどの柔軟な対応と公立民間を問わず病院に対する支援を充実するよう国に要望しているところである。 その上で、法人の存続に関しては資金繰りが重要であり、総合花巻病院においては昨年3月の市からの5億円の補助もあり、当面の運営資金に支障はないところである。いずれ、病院の存続のためには、長期的に見た場合、収入を増やし、資金繰りを改善し、金融機関からの借入金の返済資金を確保する必要があり、そのためには医師体制を強化して、患者等の受け入れを増加できる体制にすることが重要と考えている。 総合花巻病院の医師体制については、徐々に医師確保の成果も見られ、本年4月に内科の医師1名、さらに7月に内科の医師1名、呼吸器科の医師1名の合計3名の内科の医師が新たに常勤医師として加わったが、残念ながら呼吸器科の医師については、一身上の都合により退職されたと伺っている。さらに、来年1月には消化器内科医師1名の確保が決まったところであり、総合花巻病院では内科系常勤医師を確保することにより訪問診療にも力を入れたいと考えている。 市では、令和7年度から総合花巻病院を対象として、医師確保支援事業を立ち上げ、総合花巻病院に1年以上勤務する条件で就職した常勤医師に対して、就職した際の一時金、お子さんの保育料、賃貸住宅の家賃、奨学金返還金、帰省の際の交通費の支援を、総合花巻病院に対しては、医師の研修費、医師確保のため医師紹介事業者に対して支払う紹介手数料の支援金を交付し、常勤医師確保を支援しているところであり、総合花巻病院の更なる常勤医師確保に協力する所存である。 こうした総合花巻病院の経営改善の進捗状況については、法人が毎月開催するモニタリング会議において財務状況や経営指標などの報告を受け、金融機関や市から意見等を申し上げている。市としては、引き続きモニタリング会議や随時法人と情報共有しながら必要とする支援を検討し、地域医療の維持・確保をしていくと考えている。	総合花巻病院の立て直しについては、令和6年の3月の段階で金融機関が6億円債務減免して、市が5億円の補助金を出して、ようやく(債務超過(資産より負債の方が多い状態))を免れたことで、公益財団法人の解散に至らなかった。公益財団法人は、2事業年度連続で貸借対照表上の純資産が300万円未満となった場合は、法律により自動的に法人を解散しなくてはならないが、現在は公益社団法人に組織替えし、そういう心配はなくなり少し安心している。 しかし、現状として、県立病院のみならず、人件費や医薬品費、光熱費などの高騰も大きな要因として、国立大学附属病院、公立病院、日本赤十字社、済生会など公立民間を問わず赤字の病院が増えているところであり市では全国市長会などを通じて、2年ごとの診療報酬の改定について、改定期を待たずに必要な見直しを行うなどの柔軟な対応と公立民間を問わず病院に対する支援を充実するよう国に要望しているところである。 病院の存続のためには、長期的に見た場合、収入を増やし、資金繰りを改善し、資金繰りを改善し、金融機関からの借入金の返済資金を確保する必要があり、そのためには医師体制を強化して、患者等の受け入れを増加できる体制にすることが重要と考えている。 総合花巻病院の医師体制については、徐々に医師確保の成果も見られ、7月・1年内科の医師1名、7月・内科の医師1名、呼吸器科の医師1名、さらに令和8年1月・内科の医師1名の合計4名の医師が新たに常勤医師として加わったが、残念ながら内科の医師1名と呼吸器科の医師については、一身上の都合により退職されたと伺っている。総合花巻病院では内科系常勤医師を確保することにより訪問診療にも力を入れたいと考えている。 市では、令和7年度から総合花巻病院を対象として、医師確保支援事業を立ち上げ、総合花巻病院に1年以上勤務する条件で就職した常勤医師に対して、就職した際の一時金、お子さんの保育料、賃貸住宅の家賃、奨学金返還金、帰省の際の交通費の支援を、総合花巻病院に対しては、医師の研修費、医師確保のため医師紹介事業者に対して支払う紹介手数料の支援金を交付し、常勤医師確保を支援しているところであり、総合花巻病院の更なる常勤医師確保に協力する所存である。 こうした総合花巻病院の経営改善の進捗状況については、法人が毎月開催するモニタリング会議において財務状況や経営指標などの報告を受け、金融機関や市から意見等を申し上げている。市としては、引き続きモニタリング会議や随時法人と情報共有しながら必要とする支援を検討し、地域医療の維持・確保をしていくと考えている。	完了

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
5	財務部 建設部 商工観光部	財政課 都市政策課 商工労政課	花北地区に広い都市公園を設置することについて	花北地区内には愛宕町の公園があるが、広域公園のような大きい遊具や広い敷地で子ども達が遊べる公園はない。今後、花北地区に広域公園のような都市公園を設置する考えはないか。	花巻市では、令和6年度の決算で収入が約630億円だが支出が600億円程であった。収入のうち市税が115億円ほどしかない状況である。 基準財政需要額といって、人口、面積、学校数、児童数、高齢者数などの自治体規模から換算して、自治体を運営するに当たり標準的にこのくらい必要と見込まれる額があるが、市税だけで不足する場合、国の制度で交付税を受けることができる。花巻市では、基準財政需要額(必要と見込まれる額)がおよそ250億円という試算になり、市税が115億円なので130億円程度の赤字となるため、その部分を交付税で賄っている。(基準財政需要額258億円－基準財政収入額121億円＝普通交付税額137億円) また、花巻市は国が定める基準以上の公園があるため、公園の整備には国から補助がないことから、新しく都市公園を作ることは考えていないが、愛宕町公園をはじめ、既存の都市公園の維持管理を継続して行っていく。 ただし、産業団地を整備する場合は、都市計画法上の定めにより一定面積以上の公園緑地を開発区域内に整備する必要があるため、現在、整備を進めている花南産業団地には、今後、遊具や東屋、トイレ等を備えた公園を整備する予定である。	【都市政策課】 花巻市は国が定める基準以上の公園があるため、公園の整備には国から補助がないことから、新しく都市公園を作ることは考えていないが、愛宕町公園をはじめ、既存の都市公園の維持管理を継続して行っていく。 【商工労政課】 産業団地を整備する場合は、都市計画法上の定めにより一定面積以上の公園緑地を開発区域内に整備する必要があるため、現在、整備を進めている花南産業団地には、今後、遊具や東屋、トイレ等を備えた公園を整備する予定である。 【財政課】 花巻市では、令和6年度の決算で収入が約630億円だが支出が600億円程であった。収入のうち市税が115億円ほどしかない状況である。 基準財政需要額といって、人口、面積、学校数、児童数、高齢者数などの自治体規模から換算して、自治体を運営するに当たり標準的にこのくらい必要と見込まれる額があるが、市税だけで不足する場合、国の制度で交付税を受けることができる。花巻市では、基準財政需要額(必要と見込まれる額)がおよそ250億円という試算になり、市税が115億円なので130億円程度の赤字となるため、その部分を交付税で賄っている。(基準財政需要額258億円－基準財政収入額121億円＝普通交付税額137億円) また、花巻市は国が定める基準以上の公園があるため、公園の整備には国から補助がないことから、新しく都市公園を作ることは考えていないが、愛宕町公園をはじめ、既存の都市公園の維持管理を継続して行っていく。 ただし、産業団地を整備する場合は、都市計画法上の定めにより一定面積以上の公園緑地を開発区域内に整備する必要があるため、現在、整備を進めている花南産業団地には、今後、遊具や東屋、トイレ等を備えた公園を整備する予定である。	完了